

匝瑳市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との包括連携に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）を契機として、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、匝瑳市の活性化並びにオリンピックの機運の醸成及びレガシーの創出に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1） オリンピックの機運醸成及びレガシー創出に関すること
- （2） 地域活性化に関すること
- （3） まちづくりに関すること
- （4） 防犯及び防災に関すること
- （5） 地域福祉及び健康増進に関すること
- （6） スポーツ、文化、芸術の振興に関すること
- （7） 教育及び子育てに関すること
- （8） 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要と認めること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項等を効果的に実施するため、その具体的な推進方法、役割等について別途協議の上取り決めるものとする。

3 甲及び乙は、前2項に規定する事項等について、必要に応じて協議を行う。

4 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を推進するに当たり、必要に応じ市内の関係団体と連携を図るものとする。

5 乙は、この条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約等により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組みの検討及び実施により知り得た相手方の機密情報を相手の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定書が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
千葉県匝瑳市
匝瑳市長

乙 千葉県野田市中根310
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
関東営業本部 千葉/埼玉地区統括部
統括部長
